

運転免許を自主返納された方または 運転免許が失効となった方へ

富士市
だけ

市内コミュニティ交通 路線バス 岳南電車 タクシー
市内の公共交通機関で使える回数券を
最大5年間交付しています！

※富士市内公共交通共通回数券

5,000円分/年度

【申請条件】

対象者 市内在住で平成31年4月1日以降に
* 運転免許を自主返納された方
または
* 運転免許が失効となった方

必要書類 免許返納日又は失効日において満65歳以上の方

【免許返納した方】

* 申請による運転免許の取消通知書

【免許が失効した方】

* 失効した運転免許証など失効日が確認できるもの

別世帯の代理人が申請する場合は「委任状」が必要です。

申請場所

* 市役所3階 市民安全課

即日交付 または 後日郵送

* 各まちづくりセンター

申請による運転免許の取消通知書

【見本】

静岡県交通安全課

申請による運転免許の取消通知書

【交付例】

交付可能回数と年度

R1 (H31)	あと1冊				
R2	あと2冊				
R3	あと3冊				
R4	あと4冊				
R5	あと5冊				
		R5	R6	R7	R8
					R9

既に申請済みの方

年度ごとに回数券を郵送します。
(新たに申請する必要はありません)

令和5年度に運転免許を返納
または失効となった方

初回の申請が必要です。
(初回の申請以降は回数券を郵送します)

お問い合わせ

富士市 市民部 市民安全課
防犯交通安全担当



55-2831